

監査意見の多様化と監査の質に関する考察 —オピニオン・ショッピング—

多賀谷 充

【キーワード】 監査基準、限定付適正意見、ゴーイング・コンサーン、オピニオン・ショッピング、監査人の交代

1 はじめに～監査意見の多様化

監査基準においては、公認会計士（監査法人）による監査意見は、無限定適正意見、除外事項を付した限定付適正意見（意見限定又は範囲限定）及び不適正意見並びに意見不表明に区分されている。金融商品取引法による実際の監査意見は無限定適正意見がほとんどであったが、東芝の粉飾決算訂正後の事業年度の監査において限定付適正意見が表明されたことが契機となったか否かは定かにできないが、その後、限定付適正意見の表明が散見されるようになった。

監査意見の多様化は、本来、監査人が投資家に財務諸表等の信頼性に関する情報をより適切に伝えようとするものとしては望ましいものと考えられるが、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書において¹⁾、無限定適正意見以外の意見（通常とは異なる監査意見等）を表明する場合の監査報告書における説明の充実などの提言が行われたことを受け、限定付適正意見における理由付記を明確化する監査基準の改訂も行われたところである²⁾。

これまでも、ゴーイング・コンサーンに係る注記及び監査報告書における追記（GC 注記）制度が導入されてから、無限定適正意見を表明している場合においても GC 注記を解消することに関し、企業の存続可能性に危惧を抱かせることを避けようとする経営者の意向に沿った判断を監査人に求めている場合があるのではないかと指摘がされている。このような要求の下で監査を依頼するいわゆるオピニオン・ショッピングを捉えることができるのかどうかという問題について研究がおこなわれてきた。近時増加している限定付適正意見に関しても同様の問題が生じるのではないかと考えられる。

そこで、これまでの監査基準の改訂の経緯や先行研究を踏まえ、近時の実際の監査意見の状況から、GC 注記が付されたケース（表 1）や限定付適正意見が表明されたケース（表 2）

を分析し、制度上の課題と方策を検討することとしたい。

2 オピニオン・ショッピングをどうとらえるか

2.1 オピニオン・ショッピングの意味

オピニオン・ショッピングについて公式な定義はなくそれを特定することは難しいが、被監査会社の経営者に影響された不適切な監査を次のように分類し、一応、③のケースを本稿でのオピニオン・ショッピングとして検討することとする。

①監査人が被監査会社の粉飾決算に関与

監査人が被監査会社の財務諸表等の虚偽記載（粉飾決算）に関与し、これを知って適正意見を表明した場合などは、懲戒処分対象となるほか被監査会社の経営者との共同正犯又はほう助として金融商品取引法違反等の刑事罰の対象ともなり得る。このような違法・不適正な行為を前提とする経営者による監査人の買収に基づく虚偽証明はオピニオン・ショッピングの対象とは別に考えることとする。

②監査人が経営者の意向を付度した意見表明

被監査会社の経営者が直接的・明示的な意向を示すことなく、あるいは監査人が意図的に経営者の要望を受け入れることはないが、何らかの付度等による注意義務違反やバイアスの形成により意見形成が歪められ、その結果として虚偽証明が認められれば過失による虚偽証明となる。付度の程度などにより判断は難しいこともあろうが、一応こういうケースはオピニオン・ショッピングとしては扱わない。

③監査人が被監査会社の要望を受けた意見表明

被監査会社の経営者が監査人に何らかの要望をし、これを受け入れることを前提とした監査を行い、意識的に監査上の判断に影響を及ぼし監査意見の形成に反映されている場合を、典型的なオピニオン・ショッピングととらえることとする。

オピニオン・ショッピングをこのようにとらえた場合、経営者の要望を酌むことにより監査意見の形成が歪められたとしても、財務諸表等が虚偽表示と認定されなければ監査意見も虚偽証明とはならない。また、虚偽証明となったときに①との相違をどうとらえるのかという問題は残る。

2.2 オピニオン・ショッピングの動機・要因

上記③のようなオピニオン・ショッピングにおける動機や要因は多様であり一概に言えるものではないが、いくつかは想定できよう。

一つは従来から指摘されている GC 注記を解消したいという動機が考えられるが、後述するように、わが国では GC 注記を前提としても無限定適正意見を得ようとすることも想定さ

れる。

また、東芝では影響額が巨額であるにもかかわらず、意見不表明や不適正意見ではなく限定付適正意見が表明された。その真相はわからないが上場維持が考慮された可能性はあろう。すなわち、東京証券取引所の上場廃止基準³⁾では、不適正意見及び意見不表明が上場廃止を検討する前提条件とされていることから、限定付適正意見であれば上場廃止の検討対象とならないという効果が得られる。もとより上場廃止を検討するか判断は証券取引所自身が行うが、その前提として監査人の意見をどのように利用するかにより監査人に影響は及ぶ。限定付適正意見はあくまで適正意見の範疇であるから、経営者が無限定ではなくとも適正意見を得て上場維持をしようする動機は想定し得る。東芝のように巨額の影響があっても限定付適正意見を表明できるとなれば、監査人にとっても「魚心あれば水心」という気持ちから、安易な限定適正意見の表明を助長することになりかねない。

さらに、監査基準等の整備や監査手続きの厳格化による監査コストの増加及び監査資源の制約の観点から、大手監査法人が監査の受託を絞る傾向にあると言われている。また、経営状況の悪化や内部統制の不備など監査リスクが顕在化しあるいは会計不正などが発覚した場合などに監査期間の途中でも監査契約を解除することもよく見られる。そうすると、ともかく次に引き受けてもらえる監査人を得なければならないこと（監査人ショッピング）が動機となる。監査人側としては、問題のある会社の監査を安易に受託していないかという疑念と、監査意見を出さずに監査契約を安易に途中で解除していないかという疑念の両面が問題となる。

2.3 オピニオン・ショッピングの徴候となる要素

言うまでもなく、被監査会社と会計監査人がオピニオン・ショッピングを明らかにすることはなく、公表情報から第三者がそれを断定することは困難である。そこで、オピニオン・ショッピングが疑われる徴候を捉えるきっかけとなり得る公開情報として、想定されるオピニオン・ショッピングの動機や要因も考慮しつつ、次の情報から徴候となる要素を検討していく。

①監査人の交代の経緯・理由

監査人の交代により限定付適正意見が表明された場合、臨時報告書における監査人の交代理由の記述や有価証券報告書における会計監査人の選任に関する記述などから、前任監査人がなぜ辞めたのかなど監査人の交代に至る経緯や背景、新任監査人の選任理由などから、監査人が交代に至る背景や経営者の意図が推測できる可能性がある。

②限定付適正意見の根拠の記載内容

限定付適正意見を表明する場合には、監査基準に基づき根拠の記載が求められる。この記載内容については、有価証券報告書の財務諸表等の追加情報として会社が記述している

事項を引用している場合もあり、これらの記述と合わせて、限定意見の前提となる事実関係や経緯、監査手続きの制約、会社の会計処理の適否や金額的影響などの記述の精粗から、監査人の判断の信頼性を推測できる可能性がある。

(注) 2019年9月の監査基準の改訂においては、「特に限定付適正意見の場合に関し、なぜ不適正意見ではなく限定付適正意見と判断したのかについての説明が不十分な事例が見られるとの」問題点を指摘し、「除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響とともに、これらを踏まえて除外事項に関し重要性はあるが広範性はないと判断し限定付適正意見とした理由を記載しなければならないこと」及び「監査範囲の制約により限定付適正意見を表明する場合も、意見の根拠の区分において、実施できなかった監査手続及び当該事実が影響する事項とともに、これらを踏まえて除外事項に関し重要性はあるが広範性はないと判断し限定付適正意見とした理由を記載しなければならないこと」とする改訂が行われた。なお、監査基準の改訂に伴い、日本公認会計士協会の実務指針において監査報告書の記載例の改正が行われている⁴⁾。(下線は筆者)

③監査報酬の推移

監査報酬は監査手続きにより相違するものであり、また、財務諸表等の訂正報告書を提出しているときの追加報酬などがあるため、一概に多寡を論ずることはできなが、監査人の交代を含め限定付適正意見を表明した年度と他の年度との監査報酬の比較により会社の状況と監査人の対応の関係性の変化を推測できる可能性がある。

3 GC 注記におけるオピニオン・ショッピングの可能性

3.1 GC 注記と監査人の交代に係る先行研究

GC 注記を外すことと監査人の交代についてオピニオン・ショッピングの観点からの研究はそれほど多くはないが、丸山博哉氏は海外での研究事例をもとにわが国の GC 注記を研究している⁵⁾。丸山氏は、海外の研究では限定付適正意見を付されている企業ほど監査人が異動しているとの結果を得た研究もあるが関連性を発見できなかった研究もあるとの事例を紹介したうえで、2008年3月期から2010年2月期の期間を対象に、わが国で GC 注記を付された企業ほど監査人が異動しているかという仮定の検証を行った。その結果、会計監査人を変更した37社のうち GC 注記がなくなった企業は15社、引き続き注記されていたのは22社であり、監査人を変更しても監査意見が改善されていない企業が多いという結論になったと述べている。

町田祥弘氏は GC 注記に係る監査基準の改訂の影響に関する研究において⁶⁾、監査人の交代と GC 注記の関連性について実証的に分析を行っている。その結果「監査人の交代が大規模監査事務所から中小/個人の監査人へと行われた場合について、GC 注記/追記の出現率及び破綻率ともに、優位に大きな比率が認められる」ことを明らかにし、「これは、一般にいわれているように、大手事務所が契約を辞退した被監査企業を中小/個人の事務所が引き受

けて、GC 注記 / 追記を付すという実務が行われ、実際にそれらの企業が破綻に至る比率も高いということの一つの証拠となっていると解されると」述べている。

また、稲葉喜子氏による同様の観点からの研究において⁷⁾、「GC 情報を開示した企業の監査人は、同様に財務が困窮しているものの GC 情報を開示していない企業の監査人に比べて監査人を交代する傾向にあり、特に開示の翌年度に交代する可能性が高いこと」を実証し、「大手監査法人の方が監査を交代する傾向にある」ことも前述の町田祥弘氏の研究と整合するとしている。ただし、この研究ではオピニオン・ショッピングの実態を取り扱っていないと述べられている。

GC 注記と監査人に関する研究では、被監査会社の側からのオピニオン・ショッピングを検証することを目的とするものではないが、別の視点から示唆に富む指摘が多々あり、後述する検討において参考としたい。

3.2 近時の GC 注記における監査人の交代事例の分析

上場企業について 2020 年 3 月期から 5 年遡って GC 注記が付されている企業 36 社（表 1）について、GC 注記が付された事業年度及びその前後期間における監査人の交代状況並びに監査報酬の推移を個別に調べたところ、オピニオン・ショッピングの顕著な痕跡あるいは徴候といえるものは見られなかった。特に、監査人が交代したことでそれまで付されていた GC 注記を付さなくなるという傾向はなく、監査人が交代しても GC 注記が続いているケースも多く、同一監査人の監査期間の中で GC 注記が付されなくなっているケースも多い。ただし、GC 注記の中身を見ると、2009 年の GC 注記に関する監査基準の改訂⁸⁾において「重要な不確実性が認められるとき」という絞り込みがされたにもかかわらず、状況を漫然と記述、重要な不確実性と認める要因が何か不明、曖昧な対処方針の記述など内容が希薄な注記もあり、監査人は何を判断の拠り所に行っているのか疑問と思える事例がある。

例えば、クレアホールディングス(株)は 2013 年度から 8 事業年度（期中交代も含め）に 3 つの中小監査法人と 2 つの個人監査事務所が短期間で交代しているが、全期間において GC 注記が付されている。監査報酬も 1500 万円から 4000 万円とばらついている。こういった場合、GC 注記が監査人の交代の要因というよりも、GC 注記が長期間継続しているという経営状況において監査人をどう選任するかという被監査会社の姿勢が問題となろう。

先行研究で明らかにされているように、日本においては GC 注記企業の監査は大手監査法人から中小監査法人・個人に交代していく傾向があるが、これは監査コストの上昇により、リスクの大きい会社の監査を大手監査法人が避けようとしていることが考えられ、被監査会社側の意向とは言えない面もある。

3.3 GC 注記に係るオピニオン・ショッピングの可能性

米国の研究では、GC 注記を解消することと監査人の交代の関係からオピニオン・ショッピングの存在を指摘しているものもあるが、先行研究でも述べられているように日本ではオピニオン・ショッピングが検出されないのはなぜであろうか。その要因として、町田祥弘氏が指摘しているように⁹⁾、米国では GC 注記は主に非上場の新興企業に付されていることや四半期レビューでは GC 監査手続きは明示されていないことといった相違があることに起因するものがある。

米国の新興企業はいち早く GC 注記を解消することが有利と考えるとすればオピニオン・ショッピングの動機となるであろうが、日本では GC 注記が付されても無限定適正意見をもらうことが重要と考えるならば、動機とはならない。米国と経営者の動機が異なるとすれば GC 注記の解消と監査人の交代の有無あるいは監査報酬の増減の面からの検討では日本でのオピニオン・ショッピングは検出できない可能性がある。日本では、むしろ、被監査会社は GC 注記が付されても無限定適正意見であれば上場維持に支障がなく、監査人としても GC 注記を付すならば近い将来に企業が破綻しても監査上一定の情報開示はしていることで責任を免れるとの意図で、無限定適正意見を出しやすいと考える可能性はある。このような被監査会社の要望を酌んで無限定適正意見を表明することが、日本的な GC 注記に関わる一種のオピニオン・ショッピングといえるかもしれないといった観点からの検証が必要ではないかと考えられる。ただし、GC 注記を付しても監査を引受けるときに監査報酬が変化する可能性はあるが近時の事例からは判別できない。他方、長期間にわたって GC 注記が付されたまま状況が改善しない企業がみられる。この点、町田祥弘・林隆敏「監査事務所の継続監査期間が長くなる程、GC 注記 / 追記を記載しない傾向が高まる」との研究¹⁰⁾からの指摘を逆から見ると、表1にある事例に GC 注記を継続的に付すことで監査人が短期間に次々と交代している傾向が捉えられるかもしれない。特に、このような企業が GC 注記付き短期間で中小監査法人・個人に監査を依頼することは、受託する監査人が明示的には受け入れていないとしても、一種のオピニオン・ショッピングを意図を包蔵している可能性はあろう。

4 最近の限定付適正意見の概要

4.1 オピニオン・ショッピングが疑われる事例

(株)SJI（現(株)CAICA）は、2014年10月に過年度の会計不正が発覚し第三者調査委員会を設置して調査を開始した。会計監査人である清和監査法人は、同年7月8日に金融庁長官より公認会計士法に基づく行政処分を受け、新規業務を1年間停止されていることから、「当社は過去の財務諸表の監査が必要となった場合を想定した上で、法定提出期限である12月12日までに適正な第2四半期報告書を提出する為には、新たな監査法人を選任して過年度お

よび今第2四半期までの全期間の整合性を保持しかつ効率的な監査業務を遂行することが必要であると判断いたしました」(下線は著者)と理由を記載して、清和鑑査法人との監査契約を合意解除した。清和鑑査法人に替わって、赤坂及び海生公認会計士が会計監査人として選任され、同年9月30日第2四半期財務報告の段階では調査結果が出ていない中で、しかも過年度からGC注記が付されている状況で、限定付適正の結論を表明した。

限定付結論の根拠として、「会社は、平成22年3月期から平成27年3月期第1四半期までの連結財務諸表及び四半期連結財務諸表(以下、「過年度連結財務諸表等」という。)の訂正の要否を検討しているが、訂正の範囲及び金額を確定するために必要な証憑等の収集にはなお時間を要する状況にあり、本日時点で私たちは会社より過年度連結財務諸表等の提示を受けていない。当該状況により過年度連結財務諸表等に対する監査及び四半期レビュー手続が完了していないため、上記の四半期連結財務諸表への影響について十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。なお、上記の訂正による影響を受ける可能性のある主な項目及び金額は、平成26年9月30日現在の利益剰余金(△7,769,250千円)である」と記載している。

上記SJIの事例は、前任監査人が本件とは関わりない行政処分によって交代となったが、その際、会社の過年度財務諸表に関する不正が発覚し調査が進められている段階であり、常識的に考えても何らかの調査結果を得たのちに、その影響を反映した財務諸表(四半期財務諸表)を作成することが必要である。

この点、監査人の交代に関して、上記のとおり、法定提出期限である12月12日までに適正な第2四半期報告書を提出する為に新たな監査法人を選任すると理由を記載しており、加えて、過年度および今第2四半期までの全期間の整合性を保持しかつ効率的な監査業務を遂行することが必要であると記述している。すなわち、図らずも、四半期報告書の提出期限の厳守が目的であること経営者が述べていることになる。また、「全期間の整合性を保持」というならば過年度財務諸表の修正が前提となるが、四半期レビュー報告書における限定付結論の根拠では、影響額を記載せずに期首剰余金に影響を及ぼすと記載している。過年度損益が修正されれば期首剰余金に影響を及ぼすことは自明であり、影響を及ぼす具体的勘定科目も金額も記載がないことは、すなわち記載できない状態と考えられる。

このような限定付結論を表明した2か月後に訂正報告書を提出し、2015年11月に過年度分も含め訂正有価証券報告書等が提出され、上記財務諸表の利益剰余金は△147億円と訂正された。当時の総資産額が約412億円(訂正前)のうち約70億円減少する大きな影響が生じたにもかかわらず、訂正財務諸表(訂正四半期財務諸表)に監査(レビュー)を行っており、これらを合わせた監査報酬を受領している。

結果的に、監査を行った公認会計士は、「訂正を要する可能性が高い重要な未確定事項があることを認識していたにもかかわらず、当該部分に係る「結論の基礎」となる適切な証拠

を得ずに結論を表明した」として、金融庁から3か月の業務停止処分を科されている。

経営者の意図・要望事項、限定付適正意見の根拠記載および監査報酬の観点、及び、金融庁の処分理由から、オピニオン・ショッピングが疑われる事例と言えよう。

4.2 監査証拠が得られないとする範囲限定の事例

(1) ユニデンホールディング(株)

2020年3月決算中に米国子会社において米国の監査法人から会計不正の疑いの指摘を受け、影響額を概算124百万円と見積もり損失計上したが、米国監査法人が契約解除したため提携グループであるユニデンホールディング(株)の会計監査人である三優監査法人と監査契約が解除され、監査法人アリアが会計監査人となった。

監査法人アリアは、2020年3月期の財務諸表等に対して限定付適正意見を表明した。この限定付適正意見の根拠として、「米国連結子会社 Uniden America Corporation（以下、UAC 社と言う）において前連結会計年度（2019年3月期）に計上すべき Chargeback が概算124百万円程度不足していると試算したが、UAC 社では関連証憑の保管不備等が生じており、遡っての検証が困難であることなどから、前連結会計年度（2019年3月期）の数値に反映していない。当監査法人は、当該事項について検討したものの、上記の制約が生じている上、当時のUAC 社監査人の監査協力も得ることができず、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、上記がUAC 社の売上高、売掛金、未払費用等の特定の勘定科目に限定されるもので、連結財務諸表全体に及ぼす影響が限定的であり、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではないと判断したため、当連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明することとした。」と記述している。

なお、監査人の交代理由に関しては、米国におけるコロナウイルス感染症の拡大により、米国子会社の監査を行っていた三優監査法人と同じメンバーファームのBDO USA LLPが監査契約の打ち切りを決定したことに伴い、三優監査法人が監査を継続することが難しいとのことから監査人が交代し、「監査法人アリアよりUACのChargebackの会計処理の検討を含め当社グループの監査に対応いただけるとの内諾を得たため、当社は、三優監査法人との監査契約を合意解除することとし、2020年9月4日開催の監査役会において、監査法人アリアを一時会計監査人に選任いたしました。」と記述されている。下線部の意味するところが監査上の判断の方向性を得ているかのようにも見えかねない。

(2) インパクト・ホールディング(株)

2019年4月にインドの企業とコンビニ事業を行うために出資及び貸付をしたが、同年7月に出資先企業の経営者が死亡したことから事業が進まず、貸付金の回収及び出資の評価に関する監査に関して出資先企業の協力を得られないことから、会社は貸倒引当金約11

億円及び出資のれんの評価損約 8 億円を計上したが、前任監査人である東洋監査法人と契約解除に至り監査法人アリアを選任した。監査法人アリアは、会社が上記損失計上を行った 2019 年 6 月第 2 四半期、9 月第 3 四半期及び 12 月期の財務諸表等に対して限定付適正意見を表明している。以後、2020 年度第 3 四半期まで限定付結論を表明している。

監査人が限定付適正意見とした理由については、「当監査法人は、これらの投融資先のその後の状況を検討すべく、投融資先の財務情報について追加的な手続きを実施したが、CDEL グループでは、第三者機関の調査中であることを理由に上記投融資先の財務情報の提供に制限を加えており、投融資先の財務情報について十分かつ適切な監査証拠を入手できなかったため、当連結会計年度の連結財務諸表に限定付適正意見を表明する。」と記述している。なお、監査基準改訂後は「広範でないと判断されたため」という文言を加えている。

なお、2019 年 9 月 17 日に、東洋監査法人から監査法人アリアに監査人が交代した理由として、有価証券報告書に、「…CDGL への貸付債権について、CDGL の財務状況が確認できないことで評価できないのであれば、保守的に貸付債権の全額を貸倒引当金として処理する方向で打診いたしました。東陽監査法人からは、CDGL の財務状況を確認できない状況では CDGL に対する貸付債権（約 11 億円）の回収可能性については判断できない旨の回答を得ました。それに伴い、CDCSPL に対する投資額（約 17 億円）についても判断できない旨の回答を得ました。その後、当社と東陽監査法人で何度か折衝を重ねましたが、事態は進展しなかったため、東陽監査法人と協議の結果、監査及び四半期レビュー契約を解除することで合意に至りました。」と記載されている。

(3) 昭和ホールディングス（株）、(株)ウエッジホールディング

昭和ホールディングス(株)は子会社である(株)ウエッジホールディングを通じてタイに保有している子会社が、2017 年 10 月にタイ証券取引委員会からの会計不正の指摘を受けたため、保守的に貸倒引当金 61 億円及び持分法投資損失 51 億円を計上した財務諸表等を作成した。この財務諸表等（2017 年 9 月第 2 四半期、同 12 月第 3 四半期及び 2018 年 3 月期）に対して、監査法人アリアは限定付適正意見を表明した。この会計不正の内容は調査中であるが不明となっており、以後、2020 年 3 月期の財務諸表等に関して限定付適正意見が表明されている。

限定付適正意見の理由として、「タイ SEC 指摘の GLH 融資取引に関連するこれらの項目について十分かつ適切な監査証拠を入手することはできず、これらの金額に修正が必要になるかどうかについて判断することができなかったが広範ではないと判断されたため、前々連結会計年度及び前連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明した。これらの事項は、当連結会計年度においても解消していないため、当連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明する。」と記載している。下線部分は 2020 年

3月期の監査報告書において記述が追加されており、これは監査基準の改訂による監査報告書文例の改正に従ったものと思われる。(下線部は2020年3月期監査報告書で追加)

会社は、2018年度において、総資産約496億円、売上約132億円であるが、上記のタイ子会社に係る損失を計上したため税引前利益は約12億円の赤字となっている。会社としては保守的に貸倒引当金及び投資損失を計上したのでこれ以上の損失は生じないということであろうが、監査証拠が入手できないので範囲限定としたと思われる。監査基準の改訂の趣旨から見れば、なぜ不適正意見や意見不表明でなく限定なのかという観点からは、例えば、すでに保守的に損失を計上している上GC注記を要する状況にもないので財務諸表に広範に影響しないといった監査人の判断要素を述べることも考えられよう。

4.3 監査人の交代により限定が解除された事例

(1) (株)東京衡機

会社は2017年2月期について中国子会社の会計不正に関して訂正有価証券報告書等を提出したが、RSM清和監査法人は訂正財務諸表等について証拠未入手を理由として限定付適正意見を表明した。その後2018年2月期及び2019年2月期についても限定付適正意見を表明したが、2019年5月29日にRSM清和監査法人からアスカ監査法人に監査人が交代した。

監査人の交代理由として、「現任会計監査人より、中国子会社に要する監査工数が当初の想定よりも増大し、監査対応人員の確保が困難であるため、監査契約の更新を差し控えた旨の打診を受けました。そこで、当社は現任会計監査人と誠実に協議をした結果、現任会計監査人と監査契約を継続しないことといたしました。当社は、当該状況を踏まえて複数の監査法人を新たな会計監査人の候補対象者として検討しましたところ、品質管理体制、独立性および専門性の有無、当社グループが日本国内および中国子会社を拠点に海外にて展開する事業への理解度、組織的な対応力等を総合的に勘案した結果、アスカ監査法人が適任であると判断し、同監査法人を会計監査人として選任する議案の内容を決定したものであります」と記述している。交代後の2020年度の四半期財務諸表からは無限定適正意見(結論)となっている。

(2) 有馬富士開発(株)

2018年3月期の財務諸表において親会社への貸付金の回収可能性に関する証拠が入手できないとして、仰星監査法人は限定付適正意見を表明した。2018年9月に矢野武夫公認会計士に監査人が交代し、2018年9月中間財務諸表に対して減損処理及びGC注記に関する証拠が入手できないとして意見不表明とし、2019年3月期の財務諸表に対しては無限定適正意見を表明している。

4.4 根拠の記述が不十分と考えられる事例

(1) 日本フォームサービス(株)

2019年に過去5年度の財務諸表の訂正有価証券報告書を提出したことに伴い、同年7月26日に前任監査人が退任した。新たに監査人となった史彩監査法人は、2019年9月期の財務諸表等について、期中に監査人に就任したため「前連結会計年度末における棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず」期首の棚卸資産に関して十分かつ必要な証拠が入手できなかったこと及び損益計上期間に関して会計基準に準拠していないとして限定付適正意見を表明した。会社は総資産が約36億円程度であり、範囲限定及び意見限定の両面から重要性があるとして限定を付している。期中に監査人が交代すれば前期末の棚卸の立会ができないことは当然であり、監査受託にあたって監査手法や代替手段を検討し監査を受託できるかどうかを判断しなければならない。このような記述では、監査手続きの限定を前提とした限定付適正意見を条件として監査契約を締結したと疑念を持たれる。

(2) (株)はまい

2015年12月期の財務諸表等について、信成監査法人は限定付適正意見を表明している。

限定付適正意見の根拠については、「重要な引当金の計上基準に記載されているとおり、海外取引先に対する貸付金100百万円と50百万円に各々50%貸倒引当金計上しているが、返済期限到来後返済期限6ヶ月延長の100百万円について十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。このため、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができず、当連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。」と記述している。

会社は、当時の総資産は約156億円、売上高約63億円、税引き前利益が約5億円である。会社は上記事項について追加記述などの注記は行っておらず、監査基準の改訂前であるが、なぜ監査証拠が入手できないのか、会社の財務状況からの重要性や影響度合いもわからない。なお、翌期は無限定適正意見となっている。

4.5 会計不正を検出して意見に反映させた事例

理研ビタミン(株)は、2020年3月期の監査において、Pwcあらた監査法人が中国の子会社に会計不正の疑いを発見した。会社は、有価証券報告書の提出を延期し、特別調査委員会による調査を行った結果に基づき約123億円の売上を取消すなどの決算修正を行おこなった2020年3月期の有価証券報告書と、前期の財務諸表等を訂正した前期の訂正有価証券報告書を2020年9月30日に提出した。これらの有価証券報告書に係る前期の訂正財務諸表及び当期の財務諸表等について、監査法人は限定付適正意見を表明した。その後、さらに同子会社における棚卸資産の評価が不適切であったことが発覚したことから調査を継続する中で、前期及び当期の財務諸表を訂正する訂正有価証券報告書を10月28日に提出した。これらの訂正

有価証券報告書に関して、監査法人は連結財務諸表については意見不表明とし、親会社の財務諸表については限定付適正意見を表明した。

限定付適正意見の根拠として、会社が修正した勘定科目ごとに金額を記載しており、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、これらの勘定科目に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかったと述べた上で、「この影響は、これらの勘定科目に限定されており、当該影響を除外すれば、財務諸表は、理研ビタミン株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を全ての重要な点において適正に表示している。したがって、財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない」と記載している。

また、意見不表明については、「…裏付けとなる十分な記録及び資料を会社から入手することができなかった。…これらの結果、当監査法人は、会社の当連結会計年度の連結財務諸表を構成する青島福生食品有限公司の財務情報に関して十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、連結財務諸表を構成する数値に修正が必要かどうかについて判断することができなかった。」と記載している。

なお、2020年3月期の売上高は約829億円、税引き前損失8億円、総資産1044億円との比較において判断したものであろうが、訂正後も監査法人の交代はない。

5 限定付適正意見の課題と対応

5.1 限定意見とする判断基準の明確化

無限定適正意見以外の意見表明は会社にとって重要な影響を及ぼすこととなり、監査人にとってもその判断は極めて重大である。上記の理研ビタミン(株)の事例では、監査人が会計不正の徴候を検出し、結果的に限定付適正意見（訂正連結財務諸表については意見不表明）という厳しい判断をおこなっている。監査法人では、監査時点で全容は解明できていないとしても、自ら検出した問題の内容や影響する範囲（時期、勘定科目、金額）などに関して検討を行って判断したものであろうし、当然、監査調書等に監査プロセスや意見形成に関する記録を行っているであろう。

しかし、根拠の記述において各事例における判断基準を示しているわけではないので、後述するように記述内容に精粗があり、その重要な要因として、やはり判断基準をなかなか示すことができない面があるのではないかと思われる。実務指針で文例を示す前提として、実務指針等でもより具体的な判断基準を検討する必要がある。確かに意見の形成過程での判断基準自体を規定することはできないとしても、考慮すべき要素、検討すべき事項あるいは監査人による金額的重要性の設定などについて指針を検討することはできるのではないかと考える。少なくとも、監査調書において判断プロセスの記述事項を定め、爾後的に各監査人の

判断を比較検証できるようにする必要があると考えられる。

5.2 情報開示の充実

結論的に言えば、情報開示の一層の充実を図るということになる。

上記に挙げた記述が不十分な事例のほかにも、全般的に記述が十分ではない事例が多い。事実関係の説明に基づきどのような取引や勘定科目に関して監査証拠がなぜ入手できなかったのか、その影響の重要性や広範性をどう判断したのかを記述する必要がある。監査基準の改訂においても、なぜ不適正意見ではないのか或いは意見不表明ではないのかを監査人に問うているが、形式的に「…広範ではない」という改正文例の文言を加えているものが多く、基準の趣旨を反映しているとは言えない。また、数年にわたって同一事項に関わる限定を継続している場合でも同じ記述を続けているケースが多いが、どのような状況変化や対応をしてきたのかを記述する必要がある。さらに、状況が変わっていないにもかかわらず限定をはずした場合にも何らかの根拠を明かにすべきと考える。

情報開示の面からは、監査意見に影響を及ぼすような事実が生じた場合には、一義的には、会社が事実関係を有価証券報告書の事業の状況やリスク情報に記載するとともに、財務諸表注記として追加情報の記載を行うことが必要となろう。

5.3 監査手続きの厳格化

監査意見の表明は適切な監査手続きを経て行われるべきことは言うまでもないが、未確定事項に関する監査手続きや意見形成における判断が適切に行われているかが課題である。上記(株)SJIのように、GC注記が付されている状況下で会計不正の金額的影響が未確定の状態でありながら、とりあえず上場を維持するために限定付適正意見を安易に表明したのではないかと疑われるものは論外としても、まず、重要な未確定事項がある場合は意見の表明ができるかどうかを慎重に判断したかを問う必要がある。GC注記はいまだに曖昧・無意味な記述がある。会社の対応や帰結を監査人が判断するものではないが、記載された事実の確認や他の記述との整合性は検証する必要がある。この点、2020年の監査基準の改訂により¹¹⁾、監査人が財務諸表以外のその他の記載事項を通読するなど手続きが強化されたことは評価できる。

また、2018年の監査基準の改訂において規定された「監査上の主要な検討事項」の監査及び監査報告書での記載に関して、無限定適正意見以外の意見においては、その理由が「監査上の主要な検討事項」となることから、限定付適正意見を表明する場合には、会社の監査役等との協議も踏まえ、根拠の記載をより明確に行うことが求められるようになるのではないかと考えられる。

5.4 法制度及び会則上の対応

監査証明業務に係る公認会計士法による懲戒は基本的に虚偽証明を前提としており、監査手続きの不備や監査意見の形成が歪められていたとしても、直ちに業務停止等の懲戒はできない。その上で、当該監査人（監査法人）の監査業務の運営が不当であると認められた場合には、公認会計士法による業務改善命令や業務停止等の処分がなされる¹²⁾。

このようなケースに対応するため、公認会計士協会会則においては、監査意見に影響を及ぼすような監査手続きの不備があったと認められるならば会員権停止の懲戒ができるよう懲戒規定が置かれている。この点は公認会計士法と公認会計士協会会則で相違があるが、いずれにせよ、オピニオン・ショッピングを判定することは難しい。

したがって、法令及び会則の規定によりオピニオン・ショッピングが疑われるような監査を抑止することには限界がある。ただ、上記の事例でも高額な監査報酬を得ているケースがあることから、立証は難しいが虚偽証明における故意性の認定ができれば、監査報酬の1.5倍の課徴金による経済的ペナルティも効果があると考えられる。

おわりに

オピニオン・ショッピングは監査意見の形成を歪めるものであるから、これを排除していくことが求められるが、これを具体的に検出することは難しく、本稿においても十分な検証はできなかった。もちろんオピニオン・ショッピングの結果として虚偽証明が認められれば法的懲戒等の対応ができるが、その防止は本質的には監査人の職業倫理に求めるべきものである。そこで、制度上対応できる方法としては、オピニオン・ショッピングの動機となる要因を考慮しながら、監査手続きや開示制度を充実していくという当たり前の対応を弛みなく進めていくしかないであろう。

ただその中で、今後も一つ一つの限定付適正意見やGC注記の監査について丁寧に検証し注目を続けていくことが、不適切な監査の抑制に資するものとなるのではなかろうか。

注

- 1) 金融庁「会計監査に関する情報提供の充実について一通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として」、平成31年1月22日
 - 2) 金融庁企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」、令和元年年9月3日
 - 3) 東京証券取引所の上場廃止基準（抜粋）
 - a. 有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき
- 又は

- b. 監査報告書又は四半期レビュー報告書に「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨等が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき
- 4) 日本公認会計士協会、監査・保証実務委員会実務指針第 85 号「監査報告書の文例」、2020 年 3 月 17 日改正
- 5) 丸山博哉「「継続企業の前提」とオピニオン・ショッピングに関する一考察」、『企業会計』（中央経済社）、Vol.62 No.12、2010 年
- 6) 町田祥弘「継続企業の前提に係る監査基準の改訂の影響に関する研究」、『会計プロフェッション』（青山学院大学会計プロフェッション研究科）、No.6、2011 年
- 7) 稲葉喜子「ゴーイング・コンサーン情報と監査人の交代」、『現代監査』（日本監査研究学会）No.22、2012 年
- 8) 金融庁企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」、平成 21 年 4 月 9 日
- 9) 前掲町田（2011）、pp.143-145
- 10) 町田祥弘・林隆敏「監査人の継続監査期間によるゴーイング・コンサーン対応への影響」、『会計プロフェッション』（青山学院大学会計プロフェッション研究科）、2012 年
- 11) 金融庁企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」、平成 30 年 7 月 5 日
- 12) 不適切監査に関する法令等制度上の懲戒規定等
- (1) 公認会計士法における公認会計士の懲戒等
- ①虚偽又は不当証明についての懲戒（第 30 条）
 - ②一般の懲戒（第 31 条）
 - ③指示（第 32 条の 2、第 34 条の 21 第 1 項）
 - ④虚偽又は不当証明についての監査法人の処分（第 34 条の 21 第 2 項、第 3 項）
 - ⑤課徴金納付命令（第 31 条の 2）
- (2) 公認会計士協会会則上の懲戒等
- ①監査業務に係る懲戒（50 条、44 条及び懲戒量定ガイドライン）
 - ②その他（法令による処分を受けたとき、信用失墜行為等）

（たがや みつる・青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授）

(表1) GC 注記のある会社と監査人の交替

(千円)

〔企業名 (提出者)〕	〔決算日〕	〔監査法人〕	GC 注記	監査報酬	備考
(株)省電舎	2014/03/31	アーク監査法人		10,000	
	2015/03/31	アーク監査法人	あり	12,500	
	2016/03/31	アスカ監査法人		16,850	
	2017/03/31	アスカ監査法人		14,000	
(株)省電舎ホールディングス	2018/03/31	松沢・向山公認会計士	あり	48,500	2018年8月過年度訂正(不正)
	2019/03/31	松沢・向山公認会計士	あり	31,000	
	2020/03/31	やまと監査法人		20,000	
クレアホールディングス(株)	2013/03/31	東京中央監査法人	あり	21,000	
	2014/03/31	東京中央監査法人	あり	18,000	
	2015/03/31	東京中央監査法人	あり	16,000	
	2016/03/31	赤坂・海生公認会計士共同事務所	あり	17,000	
	2017/03/31	赤坂・海生公認会計士共同事務所	あり	19,000	
	2018/03/31	監査法人銀河	あり	24,000	
	2019/03/31	柴田・大瀧公認会計士	あり	15,000	Q3 まで史彩監査法人
	2020/03/31	柴田・大瀧公認会計士	あり	40,000	
燦キャピタルマネージメント(株)	2013/03/31	あずさ監査法人	あり	20,000	
	2014/03/31	清和監査法人	あり	16,000	
	2015/03/31	清和監査法人	あり	16,000	
	2016/03/31	清和監査法人	あり	18,000	
	2017/03/31	監査法人アリア	あり	18,000	
	2018/03/31	監査法人アリア		21,000	
テラ(株)	2017/12/31	監査法人トーマツ		33,983	
	2018/12/31	太陽有限責任監査法人	あり	33,983	
	2019/03/31	開花監査法人	あり	25,700	
(株) SJI	2014/03/31	清和監査法人		58,000	
	2015/03/31	赤坂・海生公認会計士共同事務所	あり	114,000	訂正監査 60,000 を含む
	2015/10/30	赤坂・海生公認会計士共同事務所		20,000	
	2016/10/30	東光監査法人		27,000	赤坂・海生解任(上場会社監査人不可)

監査意見の多様化と監査の質に関する考察

(株)ファステップス	2016/02/28	仁智監査法人		15,000	
	2017/02/28	仁智監査法人	あり	15,333	
	2018/02/28	監査法人アリア	あり	18,150	
	2019/02/28	監査法人アリア	あり	16,375	
(株)ジェイホールディングス	2015/12/31	清和監査法人	あり	16,000	
	2016/12/31	清和監査法人	あり	14,400	
	2017/12/31	清和監査法人	あり	14,900	
	2018/12/31	RSM 清和		14,400	
新都ホールディングス(株)	2017/01/31	監査法人元和		11,150	
	2018/01/31	監査法人元和	あり	17,350	
	2019/01/31	監査法人元和	あり	19,988	
	2020/01/31	フロンティア監査法人	あり	20,000	
石垣食品(株)	2015/03/31	東陽監査法人		8,500	
	2016/03/31	東陽監査法人	あり	8,500	
	2017/03/31	東陽監査法人	あり	8,500	
	2018/03/31	仁智監査法人	あり	10,000	
	2019/03/31	仁智監査法人	あり	12,500	
(株)アマガサ	2018/01/31	太陽有限責任監査法人		22,000	
	2019/01/31	太陽有限責任監査法人	あり	22,000	
	2020/01/31	南海監査法人	あり	21,600	
(株)ゼネラル・オイスター	2016/03/31	あずさ監査法人		15,000	
	2017/03/31	八重洲監査法人	あり	14,000	
	2018/03/31	東邦監査法人	あり	18,000	
	2019/03/31	東邦監査法人	あり	18,000	
2ILADY (株)	2014/03/31	才和有限責任監査法人		7,142	
	2015/03/31	才和有限責任監査法人	あり	7,142	
	2016/03/31	才和有限責任監査法人	あり	7,738	
	2017/03/31	才和有限責任監査法人	あり	12,000	
	2018/03/31	才和有限責任監査法人	あり	12,000	
	2019/03/31	ハイビスカス監査法人	あり	12,000	

(株)ガーラ	2013/03/31	有限責任監査法人 トーマツ	あり	25,750	
	2014/03/31	有限責任監査法人 トーマツ	あり	24,000	
	2015/03/31	海南監査法人	あり	6,500	
	2016/03/31	海南監査法人	あり	7,500	
	2017/03/31	海南監査法人	あり	7,500	
	2018/03/31	海南監査法人	あり	9,500	
	2019/03/31	海南監査法人	あり	9,500	
(株)ピクセラ	2013/09/30	日野利泰・重谷芳 人公認会計士		21,250	
	2014/09/30	日野利泰・重谷芳 人公認会計士	あり	23,000	
	2015/09/30	日野利泰・重谷芳 人公認会計士	あり	24,000	
	2016/09/30	新月有限責任監査 法人	あり	20,000	
	2017/09/30	新月有限責任監査 法人		20,000	
(株)リアルビジョン	2013/03/31	監査法人シドー	あり	10,000	
	2014/03/31	明誠監査法人	あり	11,499	
	2015/03/31	明誠監査法人		12,000	
(株)キムラタン		神明監査法人		16,477	
	2017/03/31	神明監査法人	あり	17,010	
	2018/03/31	清稜監査法人	あり	15,000	
		清稜監査法人	あり	14,200	
(株)サハダイヤモンド	2014/03/31	東京中央監査法人		15,000	
	2015/03/31	東京中央監査法人	あり	14,000	
	2016/03/31	監査法人アリア	あり	14,000	
	2017/03/31	森公認会計士事務 所	あり	14,000	
	2018/03/31	今若利男・富樫憲 史公認会計士	あり	6,000	
	2019/03/31	〃	あり	6,000	
(株)小僧寿し		赤坂満秋・海生裕 明公認会計士		26,700	
	2017/12/31	至誠清新監査法人	あり	31,860	
	2018/12/31	至誠清新監査法人	あり	31,780	
		監査法人アリア	あり	36,000	

監査意見の多様化と監査の質に関する考察

(株)ゴンゾ	2016/03/31	才和有限責任監査法人	あり	8,400	
	2017/03/31	才和有限責任監査法人	あり	54,140	訂正監査
	2017/12/31	EY 新日本有限責任監査法人		16,466	
	2018/12/31	EY 新日本有限責任監査法人	あり	23,000	
	2019/12/31	EY 新日本有限責任監査法人	あり	21,800	

(表2) 限定事項を付された会社と監査人

No.	会社名	事業年度	監査人	監査報酬 (千円)	意見	
1	(株)SJC	2014/3/31	清和 (監)	58,000		
		2014/9/30 2 Q	赤坂満秋・海生 裕明	38,000	限定意見	過年度訂正予定 他に 清和分 16,000
		2015/3/31	赤坂満秋・海生 裕明	60,000		訂正監査含む
2	インパクト・ホール ディングス(株)	2019/3/31	東陽 (監)	25,993		
		2019/12/31	(監) アリア	61,176	限定意見	インド関連会社証拠未 入手
3	昭和ホールディ ング(株)	2016/3/31	(監) 元和	14,800		
		2017/3/31	(監) 元和	19,800		
		2018/3/31	(監) アリア	19,700	限定意見	タイ子会社不正
		2019/3/31	(監) アリア	17,500	限定意見	〃
		2020/3/31	(監) アリア	21,300	限定意見	〃
4	(株)ウエッジホール ディングス(昭和 H の子会社)	2016/9/30	(監) 元和	17,000		
		2017/9/30	(監) アリア	19,386		
		2018/9/30	(監) アリア	17,500	限定意見	タイ子会社不正
		2019/9/30	(監) アリア	17,500	限定意見	〃
5	ユニデンホールデ ィングス(株)	2019/3/31	三優 (監)	30,000		
		2020/3/31	三優 (監)	20,000		訂正監査分、他に BDO 分 141 百万円
			(監) アリア	109,000	限定意見	米国子会社監査不可
6	日本フォームサー ビス(株)	2018/9/30	(監) 大手門	13,000		
		訂正報告	(監) 大手門	21,500		過去 5 期訂正監査分
		2019/9/30	(監) 大手門	9,750		
			史彩 (監)	30,000	限定意見	期首棚卸額証拠未入手
7	(株)はまい	2015/12/31	信成 (監)	21,796	限定意見	海外取引先債権証拠未 入手
		2016/12/31	信成 (監)	22,196		
8	東京衡機(株)	2017/2/28	清和 (監)	22,000		
		訂正報告	RSM 清和 (監)	7,800	限定意見	中国子会社証拠未入手
		2018/2/28	清和 (監)	37,800	限定意見	中国子会社証拠未入手
		2019/2/28	RSM 清和 (監)	33,000	限定意見	中国子会社証拠未入手
		2020/2/28	アスカ監査法人	25,000		
9	有馬富士開発(株)	2018/3/31	仰星 (監)	6,500	限定意見	貸付金回収可能性
		2018/9 中間	矢野武夫		意見不表明	減損、GC 証拠未入手
		2018/3/31	矢野武夫	4,500		
10	理研ビタミン(株)	2019/3/31	あずさ (監)	68,000		
		2020/3/31	あずさ (監)	101,000	限定意見	中国子会社証拠未入手 過年度訂正を含む
11	(株)東芝	2017/3/31	PwC あらた (監)	2,828,000	限定意見	過年度損失
		2018/3/31	PwC あらた (監)	2,311,000	限定意見	過年度損失